

東大津高等学校第2職員室空調機更新業務仕様書

1. 業務名

東大津高等学校第2職員室空調機更新業務

2. 場所

滋賀県立東大津高等学校（大津市瀬田南大萱町1732-2）

南館1階第2職員室

※下記の概要・目的、別添の配置図および現況写真を参照。

3. 履行期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

4. 概要・目的

東大津高等学校（以下、「学校」とする。）第2職員室の空調機1基を更新する。

[更新機器の参考製品名（基準品）]

店舗・事務所用パッケージエアコン（4方向天井カセット形<i>i-skiタイプ</i>）1式
（3相200V電源機種）

メーカー：三菱電機

セット名称：PLZ-ERMP140H3

構成情報：室内機 PL-ERP140HA2

室外機 PUZ-ERMP140LA13

ワイヤードリモコン PAR-45MA

参照カタログ：

『三菱電機スリムエアコン 店舗・事務所用 2023-3』

5. 履行

<一般共通事項>

(1) 履行基準

本業務は、本仕様書等を遵守し、完全に履行すること。なお仕様書に記載されていない事項は、すべて下記図書（最新版）を参考とする。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

公共建築工事標準仕様書

公共建築改修工事標準仕様書

設備工事標準図 電気設備工事編

設備工事標準図 機械設備工事編

建築工事監理指針

建築改修工事監理指針

電気設備工事監理指針

機械設備工事監理指針

(2) 材料の規格

本業務で使用する材料は、全て仕様書等に記載する規格に適合するものとし、学校による事前承認を得ること。ただし、現場の状況によりこれによることができないときは、学校と協議の上、承諾されたものを使用しなければならない。

(3) 作業可能時間

原則として作業は、授業や行事等の学校運営に支障のない時期に実施し、実施時間は8:25~16:55とする。ただし、施設管理者と協議により作業時間の変更は可能とする。また、施設運営上作業ができない日や時間帯もあるため、十分な打ち合わせを行うこと。

(4) 業務の着手

- ・業務に着手する前に、学校と十分に打ち合わせおよび協議を行い、履行方法および業務完了までの工程について、学校の承諾を受けなければならない。
- ・機器の搬入時期、方法等は、全て学校と協議し、これの承諾を受けてから行うものとする。
- ・業務の履行に伴い既存構造物および設備の一時移設および復旧が発生する場合は、必要に応じて学校の立会いのもと実施しなければならない。
- ・本業務に関連する他の工事や点検がある場合は、当該受注者と連絡を密にとって相互に協力しあい、円滑な履行に努めなければならない。

(5) 機器更新、部品交換

- ・機器更新、部品交換の際には、分解状態のまま長期間放置せず、近日中に組立てまで行うこと。
- ・機器や部材はすべて新品を用い、保証期間の示された施工内容にかかる部分は引渡し後から当該期間内、その他の部分は引渡し後1年以内に生じた故障や不具合箇所は無償で補修または取替えを行うこと。

(6) 据付配置

- ・据付配置は、設計図書ならびに現場を熟知の上、機器の性質、離隔、耐震性等を考慮し、保守点検を安全に、かつ円滑に行うことができるよう配置するものとする。

また、基礎、および建屋等に著しい変更を及ぼさないよう留意しなければならない。

- ・据付レベル等については十分に測定の上調整し、周辺機器との納まりと周囲環境に配慮した据付を行うこと。
- ・据付位置周囲に充電部がある場合は、原則活線作業は行わない。万一やむを得ない場合は、十分な防護策を講ずること。

(7) 試験運転、調整

- ・据付完了後は長い期間を開けず、学校の指示に従い試験運転を行わなければならない。現地での試験運転結果で、不合格の箇所があった場合は、学校の指示する期間内に改造および手直し等を完了しなければならない。
- ・各機器の試験運転完了後に、本運転が円滑にできるように必要な調整を行うものとする。
- ・試験運転調整は、機器、および設備の特性を熟知した技術者により行わなければならない。
- ・単体試験、調整完了後、関連工事との試運転が必要な場合は、立会いおよび試験調整を実施しなければならない。また引継ぎ時、施設の円滑な運転が可能となるように運転要員に対して研修を実施しなければならない。

(8) 業務写真

業務完了後の履行確認、検査に必要なので必ず撮影すること。業務写真はカラーとし、着工前、使用部品、施工中、完成時などの各内容が明確に判別できるものを提出すること。

(9) 公害対策

業務着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壌汚染、排水汚染等公害発生のないよう、業務完了まで万全の対策を講ずること。

(10) 産業廃棄物の処理

業務に伴い発生した産業廃棄物は、関係法令を遵守し適切に処理すること。フロン類は回収（充填回収業者に回収を依頼）し、破壊証明書等の係る証明書類を後日、学校へ提出すること。

(11) 安全対策

- ・業務車両の出入りについては、速度制限を厳守し危険防止に努めるとともに、必要に応じて交通整理員を配置すること。また、万全にすること。
- ・資材や機器、重機の搬入、搬出、荷卸しや荷揚げに際しては、学校と協議を行い、施設利用者や建築物その他施設に損害を与えないよう、また施設運営についても支

障のないよう安全に十分に注意して行わなければならない。

(12) 危険物等の保管

危険物等については、業務現場に放置することなく、保管を厳重に行い、盗難を防止するとともに保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うこと。

(13) その他

- ・作業の実施により停電が発生する場合は、必ず事前に学校とよく打合せをすること。
- ・第三者および作業員に危害を与えないよう、必要に応じて立入禁止や監視員を置くなどの措置を講ずること。
- ・履行に当たっては、履行箇所およびその周辺にある地上・地下の既設構造物、配線等について、あらかじめ十分調査し、支障をきたさない履行方法を定めること。
- ・施工の都合で天井解体、復旧や天井点検口の増設が必要な場合は、本工事で行うこと。
- ・日々の清掃に努め、完成後は担当職員の立会検査を受け、合格後引き渡しを行うこと。
- ・作業中、本業務の目的を満たすために必要な作業が生じた場合は、それを履行すること。
- ・別添の設計書は、業務内容を具体的に示したものであるが、事前に必ず現場確認した上で、現場に合わせた履行を行うこと。
- ・作業に伴う物品類の移動は施設管理者の指示のもと受注者にて行うこと。
- ・本業務は、滋賀県暴力団排除条例ならびに「県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」を遵守し契約を締結する。
- ・業務に必要な用水や電力は構内既存の施設を無償で利用できるものとする。
- ・安全な足場を設置するなど安全確保を行うこと。また、必要に応じて、養生等を行うこと。